

藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部改正について  
藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市一般職員の給与に関する条例（昭和26年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第6等級別基準職務表3医療職給料表(1)等級別基準職務表3級の項第2号中「創傷治癒室長」を「緩和ケアセンター長」に改め、同表4級の項第3号中「診療科主任部長」の次に「又は患者総合支援センター長」を加え、別表第6等級別基準職務表5医療職給料表(3)等級別基準職務表5級の項第1号中「、地域医療連携室副室長」を削り、同表6級の項第1号中「医療安全対策室長又は地域医療連携室長」を「患者総合支援センター副センター長又は医療安全対策室長」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、令和2年度の組織の一部見直しに伴い、等級別基準職務表について所要の改正をする必要による。